

1. 社会福祉法人 菊愛会

年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
29	実地	<p>1 評議員会の決議に際しては、特別の利害関係を有する評議員の存否について、その議決を行う前に各評議員について確認してください。 <根拠: 社会福祉法第45条の9第8項></p>	<p>1 次回開催の定時評議員会より、理事会と同様に、招集通知に特別の利害関係を有する存否の確認を行う内容の文言を記載します。</p>	H30. 2月
		<p>2 平成29年6月15日の評議員会の直後に開催された理事会について、事前に招集通知が出されていますが、この通知は役員を選任前のため正式な通知とはなりません。 この場合は、招集通知を省略して開催する理事会となりますので、理事及び監事全員の同意を得るとともに、その同意が確認できるようにしておいてください。 <根拠: 社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第2項></p>	<p>2 理事・監事に対し、この件について監査で指摘された旨を説明し、事後の取扱いとなりますが、招集通知省略による会議開催とした取扱いとしたことの同意を得ました。</p>	
		<p>3 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得てください。監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えありません。 <根拠: 社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項></p>	<p>3 理事・監事に対し、この件について監査で指摘された旨を説明し、事後の取扱いとなりますが、監事の連名による同意を得ました。</p>	
		<p>4 理事会の決議に際しては、特別の利害関係を有する理事の存否について、その議決を行う前に各理事について確認してください。 <根拠: 社会福祉法第45条の14第5項></p>	<p>4 次回開催の理事会より、招集通知に特別の利害関係を有する存否の確認をする内容の文言の記載を行いました。</p>	

	<p>5 事業区分資金収支計算内訳表(第1号の3様式)及び事業区分事業活動計算内訳表(第2号の第3様式)が大区分ではなく、小区分の勘定科目で作成されています。計算書類は会計省令の定めに従って作成してください。 <根拠:社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)第17条第4項及び第23条第4項></p>	<p>5 平成29年度決算より、ご指摘を受けた内容に改めます。</p>	
	<p>6 附属明細書について、以下のとおり改善してください。 (1) 積立金・積立資産明細書(障害居住系拠点)の下段には、退職給付引当資産を計上し、摘要欄には退職給付引当金に対応して積み立てた旨を記載してください。 (2) 就労支援事業については、就労支援事業別事業活動明細書及び就労支援事業製造原価明細書が作成されていますが、就労支援事業販管費明細書も併せて作成してください。 <根拠:社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)第30条及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日社援発0331第39号)25></p>	<p>6 平成29年度決算より、(1)及び(2)とも、ご指摘を受けた内容に改めます。</p>	

※平成29年4月1日から、所轄庁が菊池市から熊本県に変更となり、指導監査は熊本県が実施することとなりました。